

## 福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク運用要項

### 1 趣旨

この要項は、福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク設置要綱に基づき、地域クラブ活動指導者の円滑な活用に向けた必要事項を定めるものとする。

### 2 登録指導者

地域クラブ活動指導者として福井県地域クラブ活動文化芸術活動指導者人材バンク（以下「人材バンク」という。）に登録する者（以下「登録指導者」という。）は、「5 登録できる者の範囲」に定める要件を満たす者のうち、福井県教育庁義務教育課（以下「義務教育課」という。）が適任と認めた者とする。

### 3 登録指導者の活用

人材バンクは、登録指導者の活用を図るため、次のことを行う。

- (1) 登録指導者の活用について、インターネット等により周知を図る。
- (2) 登録指導者が積極的に活用されるよう市町へ働きかける。

### 4 登録指導者と登録種目

- (1) 登録を希望する者は、その指導可能な範囲に応じて、次の A、B から選択して登録することができる。

A 大会やコンクール出場も視野に入れた専門的な指導ができる

B 活動を楽しみながら、基本的な指導ができる

- (2) 登録する種目は次のうちから選択する。（複数登録可）

吹奏楽、合唱、美術、書道、茶道、華道、箏、日本舞踊、科学、情報・パソコン、その他文化芸術活動

### 5 登録できる者の範囲

指導者として人材バンクに登録することができる者は、文化芸術活動について知識、経験及び技能を有する者で、登録する年度の4月1日現在で18歳以上の者（ただし、高等学校または高等専門学校第1学年から第3学年に在学する者を除く。）、かつ、地域社会に積極的に参加する意欲のある者とする。

次に掲げるものは、登録をすることができない。

- 政治的若しくは宗教的な目的のため又は営利を目的とする宣伝のため、人材バンクに登録しようとするもの。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団の構成員又は暴力団と関係のあるもの。

- 過去に犯罪歴がある、あるいは、暴言、体罰、ハラスメント等不適格行為について処分を受けたことがあるもの。
- その他人材バンクの目的に合わないもの。

## 6 登録の申込み及び更新

人材バンクの登録期間や方法等については、以下のとおりとする。

- (1) 人材バンクの登録期間は3年間とし、3年ごとに更新を行うものとする。
- (2) 人材バンクに登録を希望する者は、人材バンク申込フォームにて申込まなければならない。
- (3) 義務教育課は、前項の規定による登録の申込があったときは、その内容を審査し、登録又は却下の決定を行い、当該申込者に通知するものとする。
- (4) 登録の更新を希望する者は、登録期間満了1ヵ月前までに更新手続きを行わなければならない。

## 7 登録の変更

登録内容に変更がある場合、登録指導者は義務教育課に届け出なければならない。

## 8 登録の取消し

義務教育課は、登録指導者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を取り消すものとする。

- (1) 登録指導者が登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 「5 登録できる者の範囲」に定めるところにより、不相当と認められたとき。
- (3) 長期間（おおむね1年間）にわたり連絡が取れないとき。
- (4) その他義務教育課が不相当と認めたとき。

## 9 登録指導者情報の照会

登録指導者の情報は、市町が照会できることとする。

## 10 照会の手順

- (1) 市町から義務教育課へ依頼する。
- (2) 義務教育課は、照会理由等を確認の上、登録指導者に対して意思確認を行う。
- (3) 義務教育課は、登録指導者から承諾を得た範囲で依頼者に回答する。
- (4) 市町は、情報提供を受けた登録指導者と事前に指導内容等について面接及び打合せを行う。
- (5) 市町は、打合せ及び面接結果を義務教育課へ報告し、配置希望と配置条件が合致した際は、採用に向けた手続きを行う。

## 11 営利企業従事等許可・兼職兼業承認

現職の地方公務員が指導者として採用される場合で、地方公務員法第38条又は教育公務員特例法第17条の規定による任命権者の許可又は承認を要する場合には、指導者として業務に従事する前に、所定の手続きを経て任命権者の許可又は承認を受けるものとする。

## 12 登録指導者の任務

- (1) 登録指導者は、指導に従事するにあたり、事前に地域クラブや学校等の担当者等と十分な打合せを行い、教育的な指導を心がけるとともに、事故防止に十分留意する。
- (2) 登録指導者は、自己の指導力と資質の向上のため、自己研鑽に努める。
- (3) 登録指導者は、採用する市町が指定する研修に参加する。

## 13 個人情報の保護

人材バンクにおける個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月27日福井県条例第36号）に定めるところによる。

### 附則

- (施行期日) 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- (準備行為) 2 「6 登録の申込み及び更新」の規定による申請その他これに関する必要な行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。